

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			区政推進課企画調整係 担当者名 渡辺 菜穂 TEL750-2331

設 計 書

1 委 託 名	令和5年度磯子区民意識調査業務委託
2 履 行 場 所	磯子区役所区政推進課
3 履 行 期 間 又 は 期 限	☐ 期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで ☒ 期限 令和5年12月22日 まで
4 契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約
5 か し 担 保	☐ 設計関係図書又は仕様書記載のとおり ☒ 不要
6 そ の 他 特 約 事 項	
7 現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)
8 委 託 概 要	別紙仕様書のとおり

金額抜き

9 部 分 払

☐ す る （ 回以内）

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単位	単 価	金 額

委託代金額	
内 訳	業 務 価 格
	消費税及び地方消費税相当額

委託内訳書

[illegible]

令和5年度磯子区民意識調査業務委託 仕様書

1 調査の趣旨

区民の日常生活に関わる様々な事項について、統計調査を隔年で実施することで、区民のニーズや意向の変化を的確に把握し、今後の施策を検討するための基礎資料とする。

2 調査概要

- (1) 対 象 者 磯子区内在住 18 歳以上の男女 3,500 人（うち外国人 115 人程度）
- (2) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出（委託者にて抽出）
- (3) 調査方法 郵送配布、郵送・インターネット回収、お礼兼督促はがき 1 回
- (4) 回答方式 無記名、選択式（一部記入式）
- (5) 主な調査項目 生活環境について、地域での活動について ほか 計 25 問程度
- (6) 調査期間 令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

3 委託業務内容

(1) 調査票の内容調整、英訳等及び印刷

委託者が作成する調査票について、受託者は調査内容以外（形式や配置等）について、適宜アドバイスを行う。また、完成した調査票について、提供データをそのまま印刷する日本人回答者向けの「通常版」と、外国人回答者向けに提供データを受託者が英訳した「英訳版」及びふり仮名をふった「ルビ付き版」を作成・印刷する。なお、すべての調査票には、受託者がインターネット上に作成する回答用WEBページによる回答者との重複を避けるため、受託者が委託者の指示に基づき整理番号を付番し、印刷を行うものとする。

【仕様】

	通常版	英訳版	ルビ付き版
数量	3,450部	150部	150部
ページ数	A4 16 ページ程度		
規格	一色刷り（黒）、上質再生紙 70kg 以上		
デザイン	A3 4 枚程度を中綴じ加工		

(2) インターネット回答用WEBページの作成

調査対象者がインターネット回答を行うための調査票（日本語版）の内容を基にしたWEBページを作成する。別添資料1「インターネット回答用WEBページの作成に関する特記事項」の要件を満たすよう作成し、調査の開始前に委託者によるテストを行うこととする。

なお、このWEBページの作成に他の事業者の提供するサービスを利用する場合には、委託者に対して対象のサービスの詳細を提示の上、利用について協議を行うこととする。

(3) ノベルティ応募用紙の印刷

委託者が作成するノベルティ応募用紙について、受託者は提供データをそのまま印刷する日本人回答者向けの「通常版」と、提供データにふり仮名をふった外国人回答者向けの「ルビ付き版」を作成・印刷する。

	通常版	ルビ付き版
数量	3,450部	150部
ページ数	A5 1 ページ 片面	
規格	一色刷り（黒）、再生紙	

(4) 封筒の作成

	送付用封筒	返信用封筒
数量	3,600 枚	3,600 枚
規格	長形 3 号封筒 片面一色刷り（黒） テープ加工	長形 3 号封筒（クラフト） 片面一色刷り（黒） テープ加工
色	パステルピンク	茶色
デザイン	中貼又はスミ貼	中貼又はスミ貼

※送付用封筒には「料金後納郵便」、返信用封筒には「料金受取人払」など指定の黒色の表示を刷り込むこと。返送料金の費用は受託者が負担するとともに、日本郵便株式会社への申請は受託者が行う。差出有効期間は、投函期限日から14日程度までとする。

(3) 調査票の発送

受託者は、作成した送付用封筒に、調査票、返信用封筒及びノベルティ応募用紙の封入、宛名ラベルの貼付を行い、調査対象者へ送付する。宛名ラベルについては、委託者より提供する。

調査票の発送時期は令和 5 年 5 月下旬を予定とする。詳細日程については、別途打合せの上決定する。なお、発送費用は受託者の負担とする。

(4) お礼兼督促はがきの印刷・発送

受託者は、お礼兼督促はがきについて、委託者が提供するデータをそのまま印刷し、宛名ラベルの貼付を行い、調査対象者へ送付する。宛名ラベルについては、委託者より提供する。

発送時期は、令和 5 年 6 月中旬を予定とする。詳細日程については、別途打合せの上決定する。なお、郵便はがき代は受託者の負担とする。

(5) 返送された調査票等の確認事務

委託者宛に返送された調査票（回答票）は委託者が開封し、回答票のみを適宜、受託者に提供する。提供方法については、別途調整する。

インターネット回答WEBページの運営は受託者が施行し、回答データについても受託者が郵送による回答票と重複する整理番号が無いか等、突合による確認を行うこと。その際、郵送の回答分と重複する整理番号や、存在しない整理番号が申出されているデータについては、集計の対象外とすること。

(6) 統計処理

回収された調査票について、単純集計及びクロス集計を行い、全ての単純集計データ及びクロス集計データを、Excel形式で8月中に委託者に提出する。クロス集計を行う項目については、受託者が適切なものを選定するとともに、委託者と調整すること。

自由回答については、別添資料2「広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表」における中分類を基準に分類・整理し、10月中旬までにExcel形式で委託者に提出する。

データ入力後の調査票等については、成果品の納品とともに委託者に返却する。

(7) 分析・報告書作成

分析においては、「横浜市民意識調査」の結果や、過去の「磯子区民意識調査」の結果との比較、年齢別・性別・地区別分析などを適宜加える。単なる数量分析にとどまらず、今後の行政運営の指針とするための総合的な考察を加える。また、次の要領で報告書を作成し提出する。

ア 報告書

全ての設問について、単純集計・クロス集計結果をグラフ化し、各設問に対する分析コメントをつけること。

(ア) 体裁 A4両面、カラー印刷を前提とし、ユニバーサルデザインを考慮すること。

(イ) ページ数 100ページ程度

イ 地区別報告書

フェイスシートの住所に関する設問をもとに、区内9地区ごとに単純集計・クロス集計結果をグラフ化し、各設問に対する分析コメントをつけること。地区別報告書に掲載する項目は委託者と調整すること。

(ア) 体裁 A3両面1枚見開き、カラー印刷を前提とし、ユニバーサルデザインを考慮すること。

4 成果品

(1) 報告書 : 製本70部(背表紙にもタイトルを入れること)

(2) 地区別報告書: 9地区×35部

(3) 上記(1)(2)の元データを含む分析データ一式(Excel及びPDF形式でCD又はDVDにて納品すること)

※成果品に関するすべての権利は委託者に帰属する。

5 業務スケジュール

・調査票の内容調整、英訳・ルビ付き調査票の作成 ・インターネット回答用 WEB ページの作成 ・調査票・ノベルティ応募用紙の印刷、封筒の作成 ・調査票等の封入・発送	令和 5 年 5 月中
・令和 5 年度磯子区民意識調査の実施 ・返送された調査票、インターネット回答の確認事務	令和 5 年 6 月 1 日（木）～30 日（金）
・単純集計及びクロス集計データの提出	令和 5 年 8 月中
・自由回答データの提出	令和 5 年 10 月中旬
・調査結果の統計処理・分析、報告書の作成 ・成果品の提出	令和 5 年 12 月 22 日（金）まで

6 その他

- （１）業務実施にあたっては、「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、委託者の指示に従い、責任をもって業務の遂行に努めなければならない。
- （２）本業務を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、目的外への利用、公表前の発表をしてはならない。契約終了後も同様とする。
- （３）仕様書に明示されていない事項でも、本委託業務遂行上に当然必要な事項については、適宜、委託者の指示を受けるとともに、すべて受託者の負担により行わなければならない。
- （４）業務遂行上、軽微な数量及び仕様書の変更が生じてても経費の変更は行わない。
- （５）業務の進捗状況については、委託者に適宜連絡し、必要に応じて関係者による打合せを行い、報告すること。

インターネット回答用 WEB ページの作成に関する特記事項

1 WEB ページ作成要件

対象の WEB ページは、次の要件を満たすよう作成することとする。

- (1) 横浜市のサブドメイン名を使用する。
- (2) PC、スマートフォン及びタブレットからの回答機能を有する。
- (3) 回答の一時保存機能を有する。
- (4) アクセスのための ID・パスワードを設定するなどの方法により、調査対象者以外の回答の防止や、同一対象者による重複回答の確認等を行える。
- (5) 回答者の利便性の向上のため、WEB ページにアクセスできる二次元バーコードをあわせて作成する。

2 セキュリティ要件

WEB ページの運用保守において、次の措置がとられていることとする。

- (1) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策がとられている。
- (2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定している。また、開発・管理・運用に用いるページに対しては、アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策がとられている。
- (3) 必要に応じて、操作記録の採取を行うことができる。
- (4) 常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じた適切な対応がとられている。
- (5) WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みが導入されている。

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
1	子育て	子育て支援	子育て支援	少子化対策、子育てサポートシステム
		母子保健	母子保健	母子健康手帳、母親(両親)教室、地域育児教室、乳幼児健康診査、妊産婦の健康指導・健康診査、予防接種、栄養指導
		保育園	保育園施設建設・整備	市立・民間保育園、横浜保育室、その他認可外保育
			保育園運営・サービス	給食、保育時間の延長、保育士数、園設備充実、一時保育
			保育園手続・基準	入所申込み、認定基準、兄弟入所の配慮
			保育園料金	保育料
			その他保育園	家庭保育事業
		幼稚園	幼稚園施設建設・整備	公立・私立幼稚園、園児定員数
			幼稚園運営	改善命令、指導監督
			幼稚園手続・基準	入園申込み、兄弟入園の配慮
			幼稚園料金	入園料・保育料、就園奨励補助金
			その他幼稚園	幼稚園預かり保育への補助
		児童相談・保護	児童相談・保護	児童相談所、保護措置、青少年相談センター、子ども家庭支援センター
			児童施設整備	
			児童施設運営	向陽学園・三春学園、母子生活支援施設、児童福祉施設、改善命令、指導監督
			その他児童相談・保護	
		放課後児童育成	放課後児童育成	放課後児童クラブ(学童保育)、はまっ子ふれあいスクール
		子育て助成・給付	子育て各種助成	児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭援助、小児医療費助成、小児特定疾患医療給付、未熟児養育医療給付、身体障害児育成医療給付、結核児童療育医療給付、不妊治療
2	教育	教育内容	教育内容	授業内容、時間割、カリキュラム、情報教育、福祉教育、人権教育、国際理解教育の推進、集団宿泊学習、体育器具、部活動の継続、大学院、研究
			教育相談	不登校・いじめ・友人関係・学習・進路・海外転出入等の相談
			生活指導	健全育成、非行防止、マナー、問題行動、学級崩壊
			学級編制	少人数学級、複数担任制
			入試	高校・大学入試、社会人入学、入試科目
			特別支援教育	個別支援学級、通級指導教室
			学校給食	中学校給食の実施、小学校給食の充実、食材・食器、献立、衛生管理
			学校保健	健康診断、感染症予防対策、麻薬・たばこ等の薬害教育
			PTA	
			その他教育内容	授業料、奨学金、国歌・国旗
		学校施設	学校新設	小・中・高・大学、養護学校の新設、学校予定地の管理
			学校施設改修・維持管理	校舎修繕、プール、体育館、更衣室、部室、武道場、エレベーター、スロープ、トイレ等学校設備の改修、校庭の維持管理、施設管理、私立学校への補助
			空き教室	普通教室・学校内の不特定施設の利用、余裕教室
			学校開放	校庭・体育館・プール・特別教室(運営委員会による開放事業)
			その他学校施設	
		通学	学区	学区の見直し
			通学路	
			その他通学	
		教職員	教職員	

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
3	福祉	高齢者福祉	高齢者在宅サービス	ホームヘルプサービス、訪問入浴・看護・リハビリ、紙おむつ給付、訪問理美容、食事サービス、介助器具購入費補助
			高齢者外出支援	敬老特別乗車証
			介護保険制度	事業計画、介護報酬、介護保険料、自己負担、介護申請・プラン、介護認定、訪問調査、審査判定、要介護度、ケアプラン、ケアマネージャー、利用手続・限度、事業者
			高齢者助成・給付	祝金、老人医療給付
			高齢者施設整備・運営	特養ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、老人保健施設、ケアプラザ、ふれーゆ
			その他高齢者福祉	長寿のしおり、高齢者保健福祉計画、高齢化対策
		障害者福祉	障害者在宅サービス	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、補装具、日常生活用具、一時保護、住宅改造
			障害者外出支援	福祉特別乗車券、タクシー券、リハビリテーション、生活自立
			障害者助成・給付	障害者手当、重度障害者医療費助成
			障害者施設整備・運営	ラポール、リハセンター、地域療育センター、地域活動ホーム、地域作業所、精神障害者生活支援センター、グループホーム
			その他障害者福祉	障害の診断・判定、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、盲導犬等の補助犬
		生活保護・援護対策	生活保護	
			援護対策	被爆者援護対策、ホームレス支援施策
			その他生活保護・援護対策	
		バリアフリーの推進	バリアフリーの推進	バリアフリーのまちづくり、まちづくり条例の普及・啓発 ※各施設のバリアフリー要望は、それぞれの分類へ
		福祉相談体制	福祉相談体制	民生委員
4	保健・衛生・医療	保健	健康づくり	生活習慣病予防(栄養・運動)、たばこの健康被害(禁煙・受動喫煙)、健康診査、健康教室
			感染症・難病対策	予防接種、結核・感染症・エイズ対策、難病患者の生活支援
			その他保健	
		衛生	食品衛生	監視指導、営業許可、食中毒、衛生検査、食品に関する苦情・相談
			環境衛生	許認可・監視指導(ホテル・公衆浴場・理容・美容室・プール等)、居住環境(衛生害虫駆除、住宅建材の化学物質等の相談・指導、受水槽)
			ペット	ペットに関すること(狂犬病予防注射、不妊去勢手術、登録、飼育指導、しつけ方) ※カラス・アライグマ等の野生動物への対策に関しては、「公害・環境保全・緑－野生動物対策－野生動物対策」へ
			その他衛生	
		医療	地域医療	病院整備計画、民間病院整備のための資金融資、地域医療機関相互の機能分担・連携強化、民間医療施設の指導
			病院診療内容	医療費、予約方法、待ち時間
			病院管理・運営	安全管理体制
			病院施設・整備	
			救急・救命	救急車、救命処置、休日夜間救急医療
			その他医療	

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
5	ごみ・リサイクル	減量・リサイクル	ごみ発生抑制(リデュース)	適正包装、マイバック、家庭ごみの有料化
			不用品の再使用(リユース)	不用品交換、リターナブル容器、リターナブルびん
			資源物の再利用(リサイクル)	缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、古布、集団回収、回収ボックス、再生品、リサイクル掲示板、リサイクルコミュニティセンター、展示・販売、生ごみコンポスト、生ごみ処理機
			その他減量・リサイクル	G30「横浜市一般廃棄物処理基本計画」
		ごみ収集	ごみの収集方法	指定袋、半透明ごみ袋、収集ルート・時間、収集時の音楽、収集回数
			ごみの集積場所	移転・廃止、調整
			その他ごみ収集	事業者の指導
		ごみ処理	ごみ処理方法	
			ごみ処理施設	焼却工場の建設・改修・管理・運営、ダイオキシン対策、排水、焼却灰、埋立て処分場(処分場ダイオキシン対策、埋立)
			その他ごみ処理	
		まちの美化	不法投棄	違反者の取締、パトロール、撤去・監視、警報装置、啓発活動、放置自動車
			ポイ捨て	空きかん、吸がら、啓発活動、違反者の取締、パトロール
			その他街の美化	
		粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ、手数料の納付
		産業廃棄物	産業廃棄物	
6	公害・環境保全・緑	環境汚染	大気汚染	野焼き、ダイオキシン汚染、アスベスト使用建築物の解体、小型焼却炉の規制、自動車排出ガス(マイカー削減、アイドリングストップ、低公害車の導入・購入補助・減税措置)
			悪臭	
			水質汚濁	生活排水、工場排水、地下水、ダイオキシン汚染
			土壌汚染	工場跡地、ダイオキシン汚染
			その他環境汚染	
		騒音振動	工場・事業所・商業施設の騒音振動	
			交通騒音振動	自動車、鉄道、飛行機
			工事騒音振動	
			家庭騒音	楽器音、ペットの鳴き声
			その他騒音振動	
		環境保全対策	環境アセスメント	環境アセスメントの適正運用、手続、結果公表
			地球環境問題	地球温暖化・酸性雨・オゾン層破壊への対策、太陽エネルギーの利用、省エネ、二酸化炭素の削減、市の省エネに関する総合計画、ISO14001
			その他環境保全対策	建設発生土対策、照明環境の保全
		緑地保全・緑化推進	緑地保全	緑地保全地区、緑地保存地区、市民の森、ふれあいの樹林、名木古木 ※開発に伴う意見・要望に関しては、「都市整備・開発と住宅一宅地造成・開発許可ー緑化指導」へ
			緑化推進	街路樹・植樹帯の植栽・維持管理、道路の街路樹(設置、伐採、剪定、害虫)、樹木治療、樹種変更 ※開発に伴う意見・要望に関しては、「都市整備・開発と住宅一宅地造成・開発許可ー緑化指導」へ
			その他緑地保全・緑化推進	
		野生動物対策	野生動物対策	カラス・アライグマ等の被害・保護・対策、野生動物に関すること ※ペットに関することは、「保健・衛生・医療ー衛生ーペット」へ
		その他の公害	その他の公害	地盤沈下、光公害

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
7	戸籍・税金・保険 年金	戸籍・登録	戸籍	戸籍謄本・抄本、戸籍に関する届出(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等)
			登録	住民票、転出入、印鑑登録、学事、外国人登録、住基ネット
			住居表示・地番整理	住居表示、町界町名地番整理、市境界
			その他戸籍・登録	
		税金	課税	申告、課税額、評価、各種証明(課税証明、評価証明)
			納税	滞納、分納、納付場所・方法、口座振替、納税証明
			その他税金	税制改正のPR、税の知識
		保険・年金	健康保険	国民健康保険、各種社会保険
			年金	国民年金、厚生年金、共済年金
			その他保険年金	
8	市民利用施設	公園	公園建設・整備	公園の新設、整備(施設改良・遊具の設置)、適正配置、街区・近隣・地区公園
			公園管理・運営	樹木のせん定、遊具等の汚損修理、砂場の消毒、ふん対策、公園愛護会
			その他公園	
		スポーツ施設	スポーツ施設建設・整備	スポーツ施設の新設、整備
			スポーツ施設管理・運営	スポーツ施設管理運営(スポーツセンター、国際プール、横浜国際総合競技場、スポーツ医科学センター、スポーツコミュニティプラザ、横浜スタジアム、スポーツ公園)、公園内有料運動施設(野球場、プール、テニスコート等)、施設利用・申込方法、施設利用時間・期間
			その他スポーツ施設	
		公会堂・地区センター	公会堂・地区センター建設・整備	公会堂・地区センターの建設、整備
			公会堂・地区センター管理・運営	管理運営、講座等の企画、利用方法・時間
			その他公会堂・地区センター	
		コミュニティハウス	コミュニティハウス建設・整備	コミュニティハウスの建設、整備
			コミュニティハウス管理・運営	管理運営、講座等の企画、利用方法・時間
			その他コミュニティハウス	
		図書館	図書館建設・整備	図書館の新設、整備
			図書館管理・運営	喫煙所、学習コーナー、ロッカー、駐車場・駐輪場、パソコンコーナー、他施設とのオンライン、蔵書数・種類、検索・予約・貸出・返却、休館日、時間延長、移動図書館
			その他図書館	
		文化施設	文化施設建設・整備	文化施設の建設
			文化施設管理・運営	芸能センター、区民文化センター、市民文化ホール、市民ギャラリー、MMホール、美術館、子ども科学館、歴史博物館、資料館、赤レンガ倉庫、情報文化センター、教育文化ホール
			その他文化施設	
		動物園	動物園建設・整備	動物園の新設、施設内の整備
			動物園管理・運営	動物の見学方法、生態説明・表示、入園料、開園時間、休園日、施設内の管理(案内表示、トイレ、休憩所、駐車場、駐輪場)
			その他動物園	
		市・区庁舎	市・区庁舎建設・整備	市・区庁舎の整備、庁舎の分散、移転・建替え、耐震補強
			市・区庁舎管理	冷暖房、禁煙スペース、庁舎施設の修繕・管理、待合スペース、案内表示
			その他市・区庁舎	
		その他の市民利用施設	その他市民利用施設	※上の分類にあてはまらないもの 老人福祉センター、墓地・斎場(管理・運営に関するものに限る)等

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
9	文化・スポーツ	文化	文化振興	
			文化イベント	フランス映画祭、トリエンナーレ、ハイスクールミュージックフェスティバル、成人式
			文化財・資料	文化財、文化資料、遺跡等
			その他文化	
		スポーツ	スポーツ振興	競技者・指導者の養成
			スポーツイベント	スポーツ大会
			その他スポーツ	熱闘倶楽部
10	市民活動	市民活動・生涯学習	市民活動・ボランティア	団体助成・支援、市民活動保険、市民組織の振興、活動拠点、NPO団体、老人クラブ
			生涯学習	生涯学習講座、学習機会の充実、大学の市民講座
			その他市民活動・生涯学習	
		自治会・町内会	自治会・町内会	地域振興協力費、組織、自治会・町内会館、助成・融資
11	人権・男女共同参画	人権	人権	差別、DV
		男女共同参画	男女共同参画	女性の社会進出、男女平等
12	防犯・防災・消防	防犯	治安	
			交番	交番の設置
			防犯灯	防犯灯(新設、維持管理、撤去)
			その他防犯	啓発
		防災・消防	災害時の活動	救助活動、消火活動、災害時飲料水、災害時医療
			防災施設・設備	消防署、消防車両の配置・整備、ヘリコプター、消防艇、消火栓、災害用地下給水タンク(循環式地下貯水槽)、緊急給水栓、消火器、公設防火水槽の整備、私設防火水槽、河川・プール等の消防水利指定
			地域防災拠点・避難場所	備蓄庫・備蓄品(水の缶詰等)、広域避難場所、地域防災拠点、地域医療救護拠
			災害予防	耐震診断・改修補助(マンション、木造住宅、耐震診断士の派遣、ブロック塀改善融資、建築物防災改善事業資金融資)、がけ崩れ対策、急斜面地崩壊防止、建築防災
			防災訓練	
			防災指導・啓発	防火管理者講習、防災の広報、危険物
			その他防災・消防	消防団、防災計画、町内会の防災活動奨励費、たばこの火による被害
13	観光・シティセールス	観光	観光振興	
			観光イベント	
			その他観光	
		コンベンション	コンベンション	国際会議
		シティセールス	シティセールス	フィルムコミッション、横浜のイメージアップ

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
14	経済・産業	産業振興	農業水産業振興	農業振興(農地法、農業振興地域制度、農業専用地区、資金貸付、横浜ブランド、農地改良、後継者育成)、農とのふれあい(市民菜園、ふるさと村、農体験、農業大学講座、栽培収穫体験ファーム)、園芸・畜産指導、水産業対策
			工業振興	産学共同研究、工業技術支援、ファクトリーパーク、産業団地
			商業・サービス業振興	商店街活性化支援、横浜開港記念バザー、大型店舗の出店指導・調整
			地場産業育成	
			中小企業対策	融資、経営診断・相談、信用保証、中小企業共同化
			企業・商業施設誘致	企業・商業施設の誘致促進
			創業支援	ベンチャー企業支援
			その他産業振興	国際経済
		労働・雇用	労働・雇用相談	労働・雇用相談、労働情報の提供
			職業訓練	横浜市中央職業訓練校、能力開発訓練
			勤労者福祉	勤労者福祉共済(ハマふれんど)
			技能職振興	横浜マイスター、技能職資金貸付、技能功労者等表彰
			その他労働・雇用	シルバー人材センター
		消費生活	消費生活	消費者の権利擁護・育成・支援、悪質商法等の消費生活相談、消費生活総合センター
		市場	市場	中央卸売市場、南部市場、食肉市場、卸売業者指導
15	都市整備・開発と住宅	土地利用	開発・整備計画	各地域の開発・整備の構想・計画
			土地利用審査	土地利用に関する規制・指導、開発許可申請の事前審査
			市街化区域・用途地域等	市街化区域と調整区域、線引き、防火地域・準防火地域
			建築協定・地区計画	建築協定、地区計画、まちのルールづくり活動支援
			風致地区	都市計画法に基づく地区指定、地区内の建築行為等の規制・指導
			住環境整備	住宅地区改良事業、密集住宅市街地整備促進事業
			その他土地利用	優良宅地認定、市街化区域内農地の計画的な宅地化に関する業務(農住まちなみ整備事業、都市農地対策連絡協議会)、優良住宅認定、生産緑地地区
		宅地造成・開発許可	宅地造成・開発許可	
			緑化指導	開発に伴う緑地の保存、宅地開発に対する公園・緑地の設置指導、工場等の緑化、屋上緑化、緑地協定
			その他宅地造成・開発許可	
		建築指導	建築確認・許可	建築確認、中間検査、定期報告、市街地環境設計制度
			違反建築	違反建築の是正指導
			その他建築指導	日照権、電波障害
		公的住宅	公的住宅建設・整備	公的住宅の建設工事・建設計画・建替え・住戸改善、借上型市営供給
			公的住宅管理・運営	公的住宅の管理(自治会、修繕、ペット、騒音、樹木、バリアフリー、駐車場・駐輪場、集会場)、公的住宅の申込み(申込方法・資格、抽選、優遇措置)
			その他公的住宅	住宅供給公社
		住宅相談・助成	住宅相談・助成	住宅基本計画、住宅政策審議会、住情報提供・相談、ハウスクエア横浜、マンション管理施策推進、マンション管理組合ネットワーク、シルバーハウジング・プロジェクト、住宅資金の助成・貸付、建築助成公社、住宅用家屋証明
		都市景観	都市景観	都市景観に関する企画・調査、ライトアップ、屋外広告物
		地籍調査	地籍調査	

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
16	交通・道路	総合交通対策	総合交通対策	
		鉄道	鉄道計画・新設	鉄道路線の整備計画・延伸・路線計画・見直し、経営改善、工事等調整・安全対策・補償、新交通システム、東海道貨物線の旅客線化、神奈川東部方面線
			鉄道ダイヤ	ダイヤ編成、増発、定時運行の管理
			鉄道料金・乗車券	料金設定、定期券・カード等の販売方法、デザイン、エコライフチケット
			鉄道車両	車内の冷暖房・清掃、車両の改善、リニアモーターカー
			駅	駅舎、施設、駅名、エスカレーター、エレベーター、バリアフリー、誘導ブロック、アナウンス、誘導チャイム、駅前広場
			その他鉄道	車内広告、構内広告
		バス	バス計画・新設	新路線設置、既存路線の変更・延長、経由地の変更、経営改善
			バスダイヤ・定時運行	ダイヤ編成、既存路線の増便、定時運行の管理、遅れ
			バス料金・乗車券	料金設定、乗り継ぎ割引、定期券・カード等の販売方法、デザイン、エコライフチケット、ファミリー環境乗車券、100円バス
			バス車両	ノンステップバス、リフト付きバス
			バス停・バスターミナル	屋根、接近表示、灰皿・ごみ箱・ベンチの設置、位置、名称
			その他バス	車内広告、ラッピングバス広告、バスレーン（バス専用、優先レーン）
		道路	道路計画・新設	道路網の整備計画・総合調整、都市計画道路、市内高速道路、ペイブリッジ、市内一般道路、橋梁建設・工事・補強、踏切の立体交差
			道路改良・補修	道路の拡幅、交差点改良、老朽化・破損した路面の維持・修繕、未舗装道路の舗装
			歩道・歩道橋	歩道新設、歩道の改良（拡幅、段差、損壊、補修、点字ブロック、手すり）、スロープ・エレベーター等の設置
			道路付帯設備	標識・カーブミラー、道路の照明灯、ガードレール、側溝・雨水ます（設置、蓋がけ、清掃）、電柱・電信柱
			道路認定・改廃	道路用地
			道路開発指導	開発区域の接続道路及び区域内道路の審査・指導
			道路占用・掘さく	占用許可、掘削許可、看板・アーケード等
			道路不法占拠	路上駐車、店頭陳列、屋台、立看板、のぼり旗
			道路境界	道水路の境界調査、測量
			道路清掃	落ち葉、草刈
			私道対策	私道整備助成、私道に対する管理・整備、安全施設等、公道移管
			その他道路	
		駐車・駐輪	駐車場・駐輪場の建設	自動車・自転車駐車場の新設、整備
			駐車場・駐輪場の管理・運営	自動車・自転車駐車場の管理
			違法駐車対策	
			放置自転車対策	移動・保管・返還・処分、リサイクル、監視員
			その他自動車・自転車	
		交通安全対策	交通安全の啓発	交通安全PR、啓発運動
			信号・横断歩道	
			スクールゾーン	スクールゾーン、シルバーゾーン
			その他交通安全対策	交通災害共済、チャイルドシート

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
17	上下水道	水道	水道料金	料金体系、納付方法、口座引落とし、基本料金、メーター検針
			水質	水質検査、水質保全
			給水	申込み、給水不良、断水
			水道工事	給水・配水施設工事、工事調整、安全管理、工事補償、修繕工事
			水道施設・設備	浄水場、水道配水管の老朽化、施設の安全対策、工業用水道
			水源林・水源池	道志村、道志川、ダム、ダム湖、ダム水位のPR
			その他水道	漏水対策、節水呼びかけ
		下水道	下水道使用料	徴収方法、算定方法、料金
			下水道工事	下水道工事の安全対策、下水道整備の補償
			下水道施設・排水設備	処理場、ポンプ場、排水設備、宅地内下水道設備、管きょ維持管理、水洗化普及、下水道用地、浄化槽
			公衆トイレ	
			汚泥有効利用等	ハマレンガ、消化ガス発電
			その他下水道	下水道の整備計画
18	港湾・河川	港湾	港湾経営	ふ頭運営
			港湾振興	船舶・貨物の誘致、輸入促進
			港湾整備	ふ頭建設
			埋立事業	
			その他港湾	
		河川	河川改修	しゅんせつ、分水路、排水路
			河川管理	河川敷の管理、河川水路占用
			親水施設整備・管理	小川アメニティ、ふるさとの川、まほろばの川
			その他河川	
		水域管理	水域管理	ブレッジャーボート、沈没船

広聴情報データベースシステムで使用する内容分類表

No	大分類	中分類	小分類	説明
19	都市経営・運営	計画・調査	市総合計画	横浜リバイバルプラン、中期政策プラン、政策立案に向けた調査研究、都市づくりに関する企画・総合調整、業務核都市、地域戦略プラン ※個別・具体的な事業・計画については、それぞれの分類へ
			局・区総合計画	※個別・具体的な事業・計画については、それぞれの分類へ
			調査・統計	政策に係る基礎調査・研究、公共事業の再評価、技術調査、公共工事コスト縮減、統計解析(国勢調査、統計情報の提供)
			広域行政	広域行政、地方分権
			その他計画・調査	
		行政改革・組織	行政改革・組織	施策・事業の見直し、業務プロセスの改革、組織の統合・再編、行政管理、外郭団体削減、民間度
			窓口サービスの機能強化	市役所・区役所・行政サービスコーナー窓口の開設時間延長・増設・土日の開庁・取り扱い業務の拡大、区役所機能の強化
		財政	財政計画	財政計画・運営
			予算・決算	※予算要望に関する意見については、該当するそれぞれの分類へ
			市債	
			その他財政	税金の使途・予算等のPR、公金運用、証紙
		入札・契約	入札・契約	
		IT推進	電子市役所	
			ITインフラ整備	庁内・市内全域のインフラ整備
			その他IT推進	市ホームページ(デザイン、操作性に関する意見に限る)
		国際交流・国際協力	国際交流・国際協力	姉妹・友好都市、国際協力、国際交流ラウンジ
		国際平和・安全保障	国際平和・安全保障	平和啓発事業、ピースメッセンジャー、安全保障、ガイドライン、周辺事態
		米軍施設	米軍施設	接收解除、米軍施設、跡地利用 ※米軍機の騒音に関しては、「公害・環境保全・緑－騒音振動－交通騒音対策」へ
		市有地	市有地	市有地の取得等に伴う補償基準、公益用地、代替地の取得調整、土地利用に関する計画立案・総合調整、市有地の処分・管理・貸付等、地価公示
		監査	監査	
		事務管理	事務管理	文書・法制、条例・規則、文書管理、分かりやすい表記、争訟、市史、備品管理
20	広報・広聴・市民相談・情報公開	広報・広聴・市民相談	広報	広報よこはま(市版・区版)、暮らしのガイド、イメージキャラクター、広報テレビ・ラジオ番組
			広聴	各種広聴事業・モニターに対する意見・要望
			市民相談	市民相談事業に対する意見・要望
			その他広報・広聴	
		情報公開	情報公開	情報公開請求
			個人情報の保護	
			その他情報公開	
21	職員(教職員を除く)	市民応対	市民応対へのお礼	職員へのお礼
			市民応対への苦情	職員への苦情
		職員の不祥事	職員の不祥事	不祥事に伴う処分を含む
		人事	採用	
			人事・定数・服務	定数管理、異動、服務管理
			給与・勤務条件	勤務時間、給与・ボーナス等の適正化
			福利厚生	福利厚生施設
			その他人事	
22	議会	議会	議会	
23	選挙	選挙	選挙	
24	その他	その他	その他	ガス、電気、電話、放送等、他の分類に属さないもの

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。
第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
- (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴
39条、第40条又は第 いて定める。
42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)